

代議員総会オブザーバー規程

(規程の目的)

第1条 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という）は、組織改革に伴う情報公開の一環として、代議員総会におけるオブザーバー（会議傍聴者）について、以下のように、この規程を定める。

(オブザーバーの資格等)

第2条 この法人の正会員は、事前に届け出ることにより、オブザーバーとして、代議員総会に出席できる。

第3条 オブザーバーは、各支部2名以内とする。

第4条 オブザーバーは、代議員総会の傍聴のみを許可され、発言権、議決権はない。

第5条 オブザーバーは、審議中に席を離れ、代議員と会話をしてはならない。

第6条 オブザーバーによる審議の録音は、これを禁ずる。

第7条 オブザーバーが議長の指示に従わない場合は、議長は、オブザーバーに場外への退場を命じることが出来る。

第8条 オブザーバーの旅費は、支部・地方会会計より支出してはならない。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

この規程は、平成27年10月11日より施行する。